

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和2年9月11日厚生労働省令第157号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 職員とは常勤就業規則及び非常勤就業規則により採用されたものをいう。

5. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(4)に記載する社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)～(3)に記す計算書類を作成するものである。

(1) 法人単位計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 社会福祉事業区分における拠点区別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(3) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(4) 当法人が実施する社会福祉事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点(社会福祉事業)

イ 聖オディリアホーム乳児院拠点(社会福祉事業)

「聖オディリアホーム乳児院」(社会福祉事業)

「子育て短期支援事業 聖オディリアホーム乳児院」(社会福祉事業)

「地域子育て支援拠点事業 聖オディリアホーム乳児院」(社会福祉事業)

ウ 聖ピオ保育園拠点区分(社会福祉事業)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	61,339,634	0	0	61,339,634
建物	596,865,370	709,500	40,768,184	556,806,686
合計	658,205,004	709,500	40,768,184	618,146,320

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

建物	該当する事項はない。	
構築物	パーゴラの除却に伴う取崩額	95,497 円
車両運搬具	該当する事項はない。	
器具及び備品	該当する事項はない。	

8. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	0 円
建物（基本財産）	291,762,173 円
計	291,762,173 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	22,020,000 円
計	22,020,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,106,631,287	549,824,601	556,806,686
構築物	78,759,934	69,680,301	9,079,633
車両運搬具	1,201,880	1,109,035	92,845
器具及び備品	83,794,259	68,435,971	15,358,288
合計	1,270,387,360	689,049,908	581,337,452

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	26,837,043	0	26,837,043
未収金	0	0	0
合計	26,837,043	0	26,837,043

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

14. 重要な後発事象

該当する事項はない。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当する事項はない。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	4,876,539 円	4,946,498 円
② 長期前払費用からの振替額	22,750 円	22,750 円
貸借対照表計上額	<u>4,899,289 円</u>	<u>4,969,248 円</u>

(2) 積立金の積立及び取崩しに係る方針

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 施設整備積立金（法人本部拠点区分）

将来発生が見込まれる聖オディリアホーム乳児院及び聖ピオ保育園の施設整備に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

② 人件費積立金（聖オディリアホーム乳児院拠点区分）

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発・社援発・老発第 0312001 号、最終改正平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 5 号・社援発 0329 第 47 号・老発 0329 第 31 号、以下、「雇児発第 0312001 号通知」という。) に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の 3 により理事会の承認により取り崩すものである。

③ 施設整備等積立金（聖オディリアホーム乳児院拠点区分）

「雇児発第 0312001 号通知」に規定されている将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の 3 により理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、業務用洗濯機の更新費用として 4,900,000 円の取崩を行っている。

④ 人件費積立金（聖ピオ保育園拠点区分）

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0903 第 6 号、最終改正平成 30 年 4 月 16 日子発 0416 第 3 号、以下「経理等通知」という。）の 1 の(6)①に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである

この積立金は、「経理等通知」の 1 及び「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発 0903 第 1 号、以下「雇児保発 0903 第 1 号通知」という。）の 5 に基づき理事会の承認により取り崩すものである。

⑤ 保育所施設・設備整備積立金（聖ピオ保育園拠点区分）

「経理等通知」の 1 の(6)②に規定されている将来発生が見込まれる保育所の建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の 1、「雇児保発 0903 第 1 号通知」の 5、及び「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」（平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発 0903 第 2 号、最終改正平成 29 年 4 月 6 日雇児保発 0406 第 1 号、以下「雇児保発 0903 第 2 号通知」という。）の(問 8)に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。